

令和3年度 第1回四街道市障害者自立支援協議会

会 議 次 第

令和3年5月21日(金)  
10時30分から  
市役所5階第1会議室

1 開 会

2 委嘱状及び任命書交付

3 市長挨拶

4 会長・副会長選出

5 会長・副会長挨拶

6 委員自己紹介・事務局職員紹介

7 議 題

(1) 令和2年度四街道市障害者相談支援事業所の活動報告

- ① 四街道市障害者相談支援事業所ひだまり
- ② 四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ

(2) 令和2年度部会活動実績及び令和3年度部会活動計画

- ① 生活部会
- ② 就労部会
- ③ 療育・教育部会

(3) 基幹相談支援センターの設置について

8 その他

9 閉 会

令和2年度 四街道市障害者相談支援事業所ひだまり 相談実績

令和2年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
身体障害者	0	3	6	4	4	4	2	1	5	3	2	2	36	28
〃(児)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
重度心身障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障害者	5	5	6	9	7	3	6	9	3	3	5	3	64	44
〃(児)	1	1	3	2	5	1	2	0	0	1	0	0	16	14
精神障害者	10	14	24	20	20	16	24	19	17	19	19	24	226	250
〃(児)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
発達障害者	0	0	1	1	0	4	1	3	1	1	3	4	19	11
〃(児)	2	1	2	4	2	1	4	0	1	1	1	1	20	31
高次脳機能障害	0	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	13	22
〃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
〃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	1	4	3	4	3	3	1	7	5	2	4	39	43
〃(児)	0	0	1	2	1	6	2	6	4	7	7	4	40	51
障害者計	17	23	43	39	36	31	37	34	35	32	32	38	398	398
障害児計	4	2	7	9	8	8	8	6	5	9	8	5	79	130
合計	21	25	50	48	44	39	45	40	40	41	40	43	477	528

※市の委託に基づき、一般的な生活相談を受けた人数です。

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援会議	関係機関	その他	電話	合計
令和元年度	30	254	15	0	9	340	1	461	1110
令和2年度	33	234	15	0	11	404	4	555	1261

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障害や病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)
件数	471	122	66	229	20	47
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-

	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計
件数	32	33	70	40	9	122	1261
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-	0

令和2年度 サービス等利用計画(実人数)

【成人分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
計画相談	18	12	12	16	9	11	13	14	14	12	12	17	160	153
継続相談(モニタリング)	23	14	3	14	11	12	11	7	8	11	9	7	130	148
合計	41	26	15	30	20	23	24	21	22	23	21	24	290	301

【児童分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
計画相談	17	6	8	8	15	9	18	7	7	14	13	8	130	103
継続相談(モニタリング)	8	8	8	8	6	5	3	7	7	8	10	3	81	69
合計	25	14	16	16	21	14	21	14	14	22	23	11	211	172

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和2年度 障害支援区分認定調査(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

令和2年度 四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ 相談実績

令和2年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
身体障害者	6	3	3	7	1	6	6	8	2	5	0	0	47	131
“(児)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
重度心身障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害者	9	7	2	6	5	5	2	0	3	2	1	1	43	68
“(児)	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	5	6
精神障害者	15	13	18	14	16	11	57	50	42	49	9	9	303	171
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
発達障害者	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	2
“(児)	2	1	0	1	1	6	4	6	0	4	2	0	27	34
高次脳機能障害	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者 計	30	23	24	29	22	22	65	59	49	56	11	10	400	376
障害児 計	2	2	0	4	2	6	4	6	1	4	3	0	34	45
合計	32	25	24	33	24	28	69	65	50	60	14	10	434	421

※市の委託に基づき、一般的な生活相談を受けた人数です。

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援会議	関係機関	その他	電話	合計
令和元年度	71	403	1	101	8	253	0	704	1,541
令和2年度	50	102	3	48	4	143	0	573	923

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障害や病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)
件数	243	2	53	524	4	17
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0

	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計
件数	20	27	23	2	0	8	923
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0	0

令和2年度 サービス等利用計画(実人数)

【成人分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
計画相談	12	28	0	18	14	19	15	16	13	12	8	9	164	176
継続相談(モニタリング)	18	5	0	35	17	19	18	7	6	42	40	27	234	176
合計	30	33	0	53	31	38	33	23	19	54	48	36	398	352

【児童分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
計画相談	13	38	0	8	7	21	14	16	15	13	14	8	167	196
継続相談(モニタリング)	4	10	0	10	7	6	10	6	4	6	12	3	78	108
合計	17	48	0	18	14	27	24	22	19	19	26	11	245	304

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和2年度 障害支援区分認定調査(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和元年
	2	1	3	3	2	2	1	1	3	1	1	2	22	31

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

## 令和2年度 生活部会 活動実績

(令和2年度活動概況)

令和2年度の生活部会は、コロナ禍での事業所の対応と、日中サービス支援型グループホームの設置を中心に活動を行った。

	日時	場所	参加人数	内容
コア会議	令和2年6月18日 (木) 10:00～	福祉センター 会議室	10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回までの振り返り (地域生活支援拠点事業についての検討は困難)</li> <li>・今後について (コロナ禍での事業所の対応について)</li> </ul>
第1回	令和2年8月26日 (木) 10:00～	障害者支援課 2階会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員、事務局自己紹介</li> <li>・日中サービス支援型グループホームの建設について</li> <li>・6月18日に開催したコア会議の報告</li> <li>・新型コロナウイルスの第2波、第3波に備えて</li> </ul>
第2回	令和2年10月19日 (水) 10:00～	保健センター 3階第2会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中サービス支援型グループホームの建設について</li> <li>・地域生活支援拠点について</li> </ul>
第3回	令和2年12月3日 (木) 10:00～	四街道市文化センター 2階会議室	18名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中サービス支援型グループホームの評価について</li> </ul>
第4回	令和3年2月18日 (木)	書面開催		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『地域生活支援拠点』をテーマにした生活部会の流れ</li> <li>・日中サービス支援型グループホームについて</li> </ul>

# 令和3年度 生活部会 活動計画

## 1. 活動の目的

地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について取り組む。

## 2. 3年度の活動内容

- ・ 定例会の開催(開催時期は原則偶数月の木曜日、開催時間帯は10:00～12:00)
- ・ 日中サービス支援型グループホームの評価について
- ・ 基幹相談支援センターの設置について
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議について
- ・ その他、地域の生活にかかる課題検討。

## 3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員 (各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係)
- ・ 事務局 (四街道市障害者支援課 (運営担当)、相談支援事業所ひだまり、  
相談支援事業所ほほえみ)

## 令和2年度 就労部会 活動実績

(令和2年度活動概況)

令和2年度の就労部会は、市内の企業に向けて障害者の就労についてのアンケート調査を行った。

	日時	場所	参加人数	内容
コア会議	令和2年7月18日 (木) 16:00～	福祉センター 3階会議室	9名	・就労部会の今後の方向性について
第1回	令和2年9月16日 (水) 16:00～	福祉センター 3階会議室	12名	・就労部会の今後の方向性について ・一般企業への就労について
第2回	令和2年11月18日 (木) 16:00～	福祉センター 3階会議室	5名	・商工会だよりの掲載内容について ・アンケート調査について
第3回	令和3年3月17日 (水)	書面開催		・アンケート調査の結果について

# 令和3年度 就労部会 活動計画

## 1. 活動の目的

- ・ 障害者が働ける場を開発し、体験や面接へと繋いでいく。
- ・ 障害者が働きやすい四街道市を目指し、地域への働きかけをする。

## 2. 3年度の活動内容

- ・ 定例会の開催(奇数月第4木曜の15:30～17:00)
- ・ 2年度に行ったアンケート調査結果をもとに企業に対する障害者雇用の啓発
- ・ 福祉的就労事業所との連携と課題検討(随時)
- ・ 地域における障害者就労に関する課題、困難事例等の検討(随時)

## 3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係職員)
- ・ 事務局(相談支援事業所ほほえみ(運営担当)、四街道市障害者支援課、  
相談支援事業所ひだまり)

## 令和2年度 療育・教育部会 活動報告

(令和2年度活動概況)

令和2年度の療育・教育部会は、コロナ禍での事業所の対応と今後の活動計画を中心に活動を行いました。

	日時	場所	参加人数	内容
コア会議	令和2年7月8日 (水) 14:00～	保健センター 3階視聴覚室	7名	<ul style="list-style-type: none"><li>・前回までの振り返り</li><li>・部会員の増員について</li><li>・今後の活動について</li></ul>
第1回	令和2年10月6日 (火) 10:00～	障害者支援課 2階会議室	17名	<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍での事業所の対応と事業所間での情報共有について</li><li>・今後の活動計画の検討</li></ul>



# 令和3年度 療育・教育部会 活動計画

## 1. 活動の目的

障害のある子どもとその家族の生活をサポートするための活動を行う。

## 2. 令和3年度の活動内容

- ・ 定例会の開催(開催時期は不定期)
- ・ 年数回に分けて、小規模な学びの場を行う。
- ・ 医療的ケア児等に関する支援について検討する。
- ・ その他、療育にかかる課題検討

## 3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係(健康増進課、子育て支援課、教育委員会職員))
- ・ 事務局(相談支援事業所ひだまり(運営担当)、四街道市障害者支援課、相談支援事業所ほほえみ)

## 基幹相談支援センターの設置

### 1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に定められている事業で、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務の実施に加え、他機関との協働・連携、自立支援協議会の運営など地域の体制整備に係るコーディネート等を担うため、四街道市基幹相談支援センターを設置する。

### 2 業務内容

- ① 総合的・専門的相談支援
  - ・身体・知的・精神の3障害の種別や各種のニーズに対応した相談支援
  - ・困難事例の相談支援
- ② 地域の相談支援体制の強化
  - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援、相談機関との連携強化
  - ・障害者自立支援協議会の運営
- ③ 地域移行・地域定着
  - ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム  
地域生活支援拠点等における中核的な機関としての役割  
(面的整備型地域生活支援拠点の整備を検討)
- ④ 権利擁護・虐待防止
  - ・成年後見制度の活用促進
  - ・障害者差別、障害者虐待の防止・対応

### 3 体制

- ① 運営主体  
当面市直営とし、運営が安定したのち委託を検討する。
- ② 専門的人材の確保  
3名体制（センター長1名、精神保健福祉士1名、事務職1名）

### 4 スケジュール

4月～11月	業務内容等の調整、生活部会協議、本会へ報告
12月	備品購入、体制整備
1月～3月	開設準備
4月～	開設・運用開始

『地域生活支援拠点』をテーマにした生活部会の流れ

年度	生活部会	四街道市	説明・備考
平成29年	親の心配「親亡き後」「親が元気なうちに」 相談支援事業所「親御さんの緊急入院や急死 による子どももの緊急シヨート」	四街道市	<ul style="list-style-type: none"> <li>いざという時に対応してくれる場所</li> <li>緊急でお泊りできる所</li> <li>柏市に千葉県初に地域生活支援拠点の開設</li> </ul>
平成30年	柏市視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>柏市と四街道市の人口規模の違い</li> <li>法人に委ねられた多機能拠点整備型の拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四街道市は多機能拠点整備型ではなく、面的整備型で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面的整備を行っている拠点到視察に行く。</li> <li>野田市をピックアップ。</li> </ul>
平成31年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>面的整備で人口規模の四街道市と大差ない。</li> <li>高齢者施設を活用している。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際には高齢者施設の運営であり、共生対応でもなく、IFの障害者施設は空床の状態。</li> <li>設備があるのに拠点として機能していない</li> </ul> <p>ネックはそれを回すための『基幹型相談支援センターがないため』とし、来年度には基幹型相談支援センターを設置する旨説明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四街道市は基幹型相談支援センターを、国の指針に合わせ、令和3年4月には設置予定。</li> <li>基幹型相談支援センターについては直営で行わず、委託で検討中。</li> <li>地域生活支援拠点についてはその後の事業と考え、基幹型相談支援センターをまず先行させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹型相談支援センターの設置が先。(令和3年4月～)</li> <li>基幹型相談支援センターが地域生活支援拠点の設置についても考えていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生事業が開始されているが、近隣に実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本テーマの終了は、自立支援協議会の本会議での発表とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会で設置案(どのような拠点が必要か)をまとめていく</li> <li>ところで終了とする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>共生型サービスについて、知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接高齢者施設で2か所、生活部会に協力してくれそう</li> </ul>

	<p>しているところがあるか？ ⇒はちす苑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四街道市には高齢者施設が多く、高齢者施設の空床を活用しての緊急ショートや体験の場にしたらどうか。</li> <li>・高齢者施設に働きかけを行い、共生事業や障害者の受け入れについて興味があるか、調査をすることとする。</li> <li>・部会員が少なく、実働部隊を増やしてもらいたい。本テーマに特化した形のメンバー増をお願したい。</li> <li>・宿泊型の社会資源を持っている事業所を中心に、声掛けをする。 (はちみつ、みのり福祉会、だんらん)</li> </ul>	<p>識を深める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援課との兼ね合いなど今後検討する。</li> </ul> <p>・令和元年12月より、メンバー3人増を認める。</p>	<p>施設があったが、部会からの働きかけは保留とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会で今できることとして、①高齢者施設の活用班、②障害者施設の活用班にグループ分けをし、それぞれ作業部会とした。</li> <li>・作業部会で進めていく。</li> </ul>
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍での事業所の対応について</li> <li>・日中サービスマネジメントグループホームの設置及び評価や説明会の実施について。</li> <li>・地域生活支援拠点について</li> <li>・日中サービスマネジメントグループホームの説明会及び評価を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基幹型相談支援センター</u>については、<u>直営で設置することとし、設置時期を1年先延ばしにする。</u></li> <li>・日中サービスマネジメントグループホームが四街道市に設置される見通し。それについて部会の中で評価してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活部会のコア会議を行い、テーマを「コロナ禍での事業所の対応について」に変更し、次回の部会を行うこととした。</li> <li>・地域生活支援拠点については、既存の施設の機能を整理し、既存の機関の役割分担が必要。</li> </ul>

四街道市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉の関係機関等による連携及び支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定により、四街道市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (5) 地域の社会資源の改善、開発に関すること。
- (6) 関係機関等に対する研修に関すること。
- (7) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、協議会を構成する関係機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、定期的又は必要に応じて随時会議を開催し、総括的な事項について協議する。
- 3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項又は個別の課題を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、その部会に属する委員の互選により定

める。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会及び部会において知り得た個人情報は、その取扱いに十分留意しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者支援課及び市が委託した相談支援事業者において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され又は任命される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

- 1 相談支援事業者
- 2 障害関係団体
- 3 障害福祉サービス事業者
- 4 保健・医療機関
- 5 療育・教育機関
- 6 権利擁護機関
- 7 雇用・就労支援機関
- 8 地域支援機関
- 9 学識経験者
- 10 行政機関